

三次市教育委員会告示第6号

(仮称) 三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>三次市三次学校給食センター</u> <u>_____</u>運営検討委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 <u>三次市三次学校給食センター</u> <u>_____</u>の供用開始に向け、その適 正かつ円滑な運営に必要な事項に ついて協議検討を行うため、<u>三次</u> <u>市三次学校給食センター</u> <u>_____</u>運営 検討委員会（以下「委員会」とい う。）を設置する。</p>	<p><u>(仮称) 三次市新学校給食調</u> <u>理場</u>運営検討委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 <u>(仮称) 三次市新学校給食</u> <u>調理場</u>の供用開始に向け、その適 正かつ円滑な運営に必要な事項に ついて協議検討を行うため、<u>(仮</u> <u>称) 三次市新学校給食調理場</u>運営 検討委員会（以下「委員会」とい う。）を設置する。</p>